

## 報告第33号

### 農林水産関係について

合併協定項目第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(11)農林水産関係」について、別紙のとおり報告する。

平成21年7月30日提出

小林市・野尻町合併協議会  
会長 堀 泰 一 郎

## 産業建設部会 農林水産分科会

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24

現況調書 20～23 ページ

協定項目 第25-11号 各種事務事業の取扱い（農林水産関係）  
1. 農業関係について > 農業振興対策事業・単独事業

調整方針 5. 合併後3年を目処に統合するよう調整する。

農業振興対策事業・単独事業については、当面現行どおりとし、組織・各種団体の再編・統廃合を推進し、同時に各制度の統一を図り、合併後3年を目処に統合するよう調整する。必要に応じて、新たな単独事業の創設に努める。

### 個別調整結果

単独事業・・・下記のとおり。

基本方針：必要に応じて、新たな単独事業の創設に努める。

小林市地産地消推進協議会補助金（小林市）

組織構成員の調整を図り、現行のまま、新市に引き継ぐ。

みやざき特産野菜価格安定対策事業（小林市メロン）

野尻地区に該当しないため、現行のまま、新市に引き継ぐ。

須木地区単独事業（小林市）

対象地域要件がないため、現行のまま、新市に引き継ぐ。

須木地区単独事業

- ・病虫害防除対策費
- ・栗の木オーナー制度事業
- ・栗苗木づくり事業費
- ・栗管理作業班設置事業費
- ・ゆず苗木づくり事業費
- ・栗航空防除事業費補助

新規就農者育成研修費補助金（小林市）

農業後継者国内外研修者助成事業（野尻町）

、については類似事業なので、合併時に を廃止し、 の制度に統合する。

環境保全型農業推進対策事業（野尻町）

合併後1年(平成22年度)までは野尻町の制度を適用し、小林地区に拡充する。

平成23年度から新制度での検討を行う。

農業用廃プラスチック適正処理対策推進事業（共通）

- ・協議会関係について、合併までに小林市の制度等に統一する。  
協議会を小林市廃プラスチック適正処理対策推進協議会に統合する。
- ・収集運搬費補助金（野尻町）について、合併後3年を目処に廃止する。  
激変緩和措置をとり段階的に削減する。
- ・事務作業手順は現行どおりとし、新協議会で検討する。
- ・運営費補助金（共通）は、県運営費補助・集積所運営状況を考慮し現行どお

りの予算措置に努める。

園芸組織活性化大会補助金（小林市）

園芸振興推進大会補助金（野尻町）

、については、事業主体・大会名は異なるが事業の目的が類似しているため、補助事業の統一を図る。

- ・大会の存続、内容の確認等事業主体との調整を行う。
- ・大会における表彰及び部会特別賞に伴う経費の予算費目の調整を行う。

団体補助・・・下記のとおり。

基本方針：必要に応じて、新たな単独事業の創設に努める。

事業主体（団体）へ市町合併に伴う小林市各類似団体との再編・統廃合の協議を行う。

果樹農業振興対策協議会育成事業（小林市）

栗振興協議会育成補助（須木地区）

ゆず振興協議会補助（須木地区）

からは、地域要件がないため現行のまま、新市に引き継ぐ。

野尻町産地強化事業（野尻町）

各団体の合併意向調査を行う。

合併後3年を目処に事業存続・廃止の検討を行い、廃止する場合は激変緩和措置をとり、段階的に削減する。

- ・野尻町特産園芸部会連絡協議会（JA各生産部会）
- ・野尻町たばこ振興会
- ・野尻町茶部会
- ・野尻町花き振興会

メロンフェア実行委員会補助（野尻町）

現行のまま、新市に引き継ぐ。

農業後継者育成対策事業（小林市SAP）

農業関連組織育成事業（野尻町SAP）

花き振興会育成補助（共通）

、について、両市町にそれぞれ同じ団体がある。、については、野尻町の例により平成22年4月にに統合する。については、合併までに団体再編を行い、事業を統合し、補助内容の検討を行うと共に要綱を整備する。

農林技術者連絡協議会運営費補助（野尻町）

小林市の例に倣い、合併と同時に廃止する。

農村女性指導士活動推進事業（野尻町）

両市町それぞれに存在する団体のため、団体再編後事業を廃止し、小林市の方式に統一する。

## 産業建設部会 畜産分科会

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24

現況調書 24 ページ

協定項目	第25-11号 各種事務事業の取扱い(農林水産関係) 2. 畜産関係について>(1) 畜産振興対策事業・単独事業(受精卵移植事業)
調整方針	5. 合併後3年を目処に統合するよう調整する。

畜産振興対策事業・単独事業(受精卵移植事業)については、一本化に向けて合併後3年を目処に統合するよう調整する。

### 個別調整結果

事務事業の統一・・・下記のとおり。

受精卵移植事業(小林市) 受精卵移植推進事業(野尻町)・・・類似した事業を両市町で行っているが、補助金額及び交付基準が異なる。合併と同時に小林市の制度等に統一するよう調整する。

施設管理規則の調整・・・合併と同時に小林市の制度等に統一する。

施設管理体制の調整・・・使用料について、合併と同時に小林市の制度等に統一する。

関係団体との調整

小林受精卵移植推進協議会、野尻町受精卵移植推進協議会の統合に向けた調整を合併までに行う。

協定項目	第25-11号 各種事務事業の取扱い（農林水産関係） 2. 畜産関係について > (2) 畜産振興対策事業・単独事業（家畜排泄物処理施設整備）
調整方針	5. 合併後3年を目処に統合するよう調整する。

畜産振興対策事業・単独事業（家畜排泄物処理施設整備）については、合併後3年を目処に施設・制度等の統合を図るよう調整する。

### 個別調整結果

#### 事務事業の統一、施設管理規則の調整

以下～について、指定管理更新（野尻町においては平成21年8月、小林市については平成22年3月末）の状況を見ながら、合併後3年を目処に統合するよう調整する。

バイオマス利活用フロンティア整備事業（小林市）

環境保全型農業推進事業（野尻町）

野尻町有機センター機械修繕等（野尻町）

該当施設

バイオマスセンター（小林市）、野尻町有機センター（野尻町）

協定項目	第25-11号 各種事務事業の取扱い(農林水産関係) 2. 畜産関係について>(3) 畜産振興対策事業(貸付・基金)
------	---

調整方針	5. 合併後3年を目処に統合するよう調整する。
------	-------------------------

畜産振興対策事業(貸付・基金)については、合併後3年を目処に統合するよう調整する。なお、既貸付中のものは、償還期限までは現行制度に基づき対応する。

### 個別調整結果

高齢者等肉用繁殖雌牛導入事業貸付基金・・・小林市の制度等に統一する。  
両市町行っていた貸付基金である。合併までに小林市の基金に統一する。  
(野尻町・・・国造成分の返還済み。)

牛購入資金貸付・・・現行のまま、新市に引き継ぐ。  
小林市のみ行っている貸付である。

広域畜産環境設備整備運営資金貸付・・・現行のまま、新市に引き継ぐ。  
小林市のみ行っている貸付である。

畜産振興資金貸付基金・・・合併までに統合し、新たな制度等を創設する。  
基金の取扱い・・・畜産振興資金貸付基金(野尻町)と小林市畜産振興基金がある。  
野尻町の基金と小林市の基金を合併時に統合し、新たな制度等を創設する。  
(小林市の制度が基本となり、貸付対象牛が“小林地域家畜市場において上場される子牛又は初妊牛及び肥育の用に供することのできる黒毛和種とする。”に変更。)  
小林市(小林地区)では牛購入資金貸付として一般財源を元に行っている。

馬購入資金貸付・・・調整なし。  
両市町で行っていた貸付けである。合併までに例規を整備する。  
(新たな貸付はしておらず、滞納繰越分の収納のみ行っている)

家畜導入等資金(野尻町一般会計)・・・調整なし。  
野尻町のみ行っている貸付である。合併までに例規を整備する。  
(新たな貸付はしておらず、未償還分の収納のみ行っている)

## 産業建設部会 耕地分科会

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24

現況調書 27～29 ページ

協定項目 第25-11号 各種事務事業の取扱い（農林水産関係）  
3．耕地関係について>（1）土地改良事業（制度事業）

調整方針 5．合併後1年を目処に統合するよう調整する。

制度事業については、年度毎の事業実施計画の見直しを行い、新規事業の受益者負担割合については、合併後1年を目処に統合するよう調整する。

### 個別調整結果

国営事業及び関連事業（国営事業関係）・・・現行のまま、新市に引き継ぐ。  
大淀川左岸地区基幹水利施設管理事業、大淀川左岸地区管理体制整備促進事業・・・  
野尻町が宮崎市に委託料を支払っている。

国営事業及び関連事業（県営事業関係）・・・合併までに調整する。  
ほ場整備事業における受益者負担について、畑地かんがい関連事業の補助及び負担率は同じであるが、ほ場整備事業については事業推進のため、整地工にかかる費用の8.3%以内の受益者負担とすることで受益者負担率の軽減を図る。

国営事業及び関連事業（団体営事業関係）・・・現行のまま、新市に引き継ぐ。  
畑地かんがい関連事業の団体営事業（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金）については、小林市のみ計画されているので現行のまま新市に引き継ぐ。

国営事業及び関連事業（畑地帯総合整備事業）・・・合併後1年を目処に統合する。  
合併前に採択となっている現在の事業は継続していくが、新規事業については国の補助制度の動向を見ながら合併後1年を目処に統合する。

団体営事業・・・下記のとおり。

受益者負担の調整

農山漁村活性化プロジェクト支援事業（基盤整備）及び土地改良施設維持管理適正化事業の受益者負担は、合併までに小林市の例により調整する。

新規事業については、国の補助制度の動向を見ながら合併後1年を目処に統合する。

県単独事業・・・合併後1年を目処に統合するよう調整する。

受益者負担の調整、事務事業の調整

過疎地域指定に基づく県の補助率の違いがあるため、新市で計画するかんがい排水事業の受益者負担率については、合併と同時に野尻町の例により統合するよう調整する。

農道については、受益者負担なしとする。

市町単独事業・・・合併までに調整する。

事務事業の調整

制度事業の要件に満たないもの、又は公共性があり緊急に施行する必要がある農道整備事業・農地保全整備事業について実施する。

用地・補償関係

用地費・・・合併後1年を目処に統合するよう調整する。

基本的には土地鑑定評価を行うが、近隣事業地区の単価を参考にして決める。

市単独事業については原則無償とし、制度事業は原則有償とする。

補償費・・・合併までに統合するよう調整する。

九州地区用地対策連絡会の損失補償標準基準書で算定。

登記事務・・・合併と同時に小林市の制度に統一する。

民間に委託する。

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24 現況調書 30 ページ

協定項目	第25-11号 各種事務事業の取扱い（農林水産関係） 3．耕地関係について>（2）土地改良事業（単独助成事業）
調整方針	4．当面現行どおりとし、合併後1年を目処に新たな制度等を制定する。

単独助成事業については、小林市の制度等に、野尻町のほ場整備事業及び暗渠排水事業の修正したものを加え、合併後1年を目処に新たな制度等を制定する。

## 個別調整結果

事務事業の統一・・・下記のとおり。

農業用施設整備事業（小林市）・・・現行のまま、新市に引き継ぐ。

農業用水路維持管理補修事業（小林市）・・・現行のまま、新市に引き継ぐ。

ほ場整備事業（野尻町）

暗渠排水事業（野尻町）

とを合併までに一本化する。但し、事業実施個所の採択要件については、合併後1年を目処に新たな制度を制定する。



協定項目	第25-11号 各種事務事業の取扱い（農林水産関係） 3. 耕地関係について > (4) 土地改良事業（団体補助）
調整方針	4. 当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。

平成24年度に西諸土地改良区（仮称）を設立する計画であり、また、現土地改良区の統合も踏まえ、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。

#### 個別調整結果

団体補助・・・下記のとおり。

(A)農業振興対策補助金交付要綱の調整（以下～については、この要綱内補助金）

小林市土地改良区合同事務所運営費補助金・・・現行どおりとし、随時調整する。

小林市畑地かんがい事業推進協議会運営費補助金・・・現行どおりとし、随時調整する。

野尻町農業農村整備事業推進委員会補助金・・・新たに(A)に追加し、と同様な組織であるが、西諸土地改良区設立同意徴集及び関連事業促進並びに改良区の事業促進に必要な組織なので、現行どおりとし、随時調整を行い統合を図っていく。

土地改良区運営費補助金（野尻町）・・・合併と同時に に統合する。

農林漁業資金償還金補助金・・・現行どおりとし、随時調整する。